

事務連絡
令和4年12月12日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和4年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルス感染症へのご対応等につきましても、深謝申し上げます。

今般、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所を対象として、「令和4年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）」を実施することとしました。

本調査の結果は、介護従事者の処遇の状況並びに今般創設された介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、今後の処遇改善や介護報酬改定等を検討するための基礎資料となる大変重要なものとなります。

つきましては、より多くのご協力が得られるよう、貴管内の介護保険施設・事業所に対し、当該調査にご協力いただくよう周知するなど特段のご配慮をお願いいたします。

また、本調査に係る施設・事業所からのご質問等につきましては、下記の照会先までご連絡いただきますよう、併せて周知をお願いいたします。

*調査対象の介護保険施設・事業所には12月中旬をメドに、郵送にて調査票(依頼文)を発送することとしておりますが、調査票が届かない施設・事業所におかれましては、今回の本調査への対象ではないためご回答の必要はございませんので予めご承知ください。

【本調査に関する照会先】

厚生労働省老健局老人保健課 介護事業実態調査事務局

電話：0120-515-553（フリーダイヤル・通話無料）

受付時間：9：30～18：00（土日、祝日は除く）

※調査専用ホームページアドレス <https://r4-shogu.kaigo-survey.net/>

施設・事業所の方へのご案内：介護従事者処遇状況等調査へのご協力をお願いいたします。

介護従事者処遇状況等調査は、介護従事者の処遇の状況並びに今般創設された介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、今後の処遇改善や介護報酬改定等を検討するための基礎資料として、厚生労働省が実施する統計調査（統計法に基づく一般統計調査）です。

調査票が届いた施設・事業所におかれましては、本調査の重要性を十分にご理解いただき、調査へのご協力の程よろしくをお願いいたします。

なお、調査への回答に当たっては、インターネット（<https://r4-shogu.kaigo-survey.net/>）又は郵送でのご回答をお願いいたします。

Q&Aや記入要領は、スマホ・タブレットからもご覧いただけます。

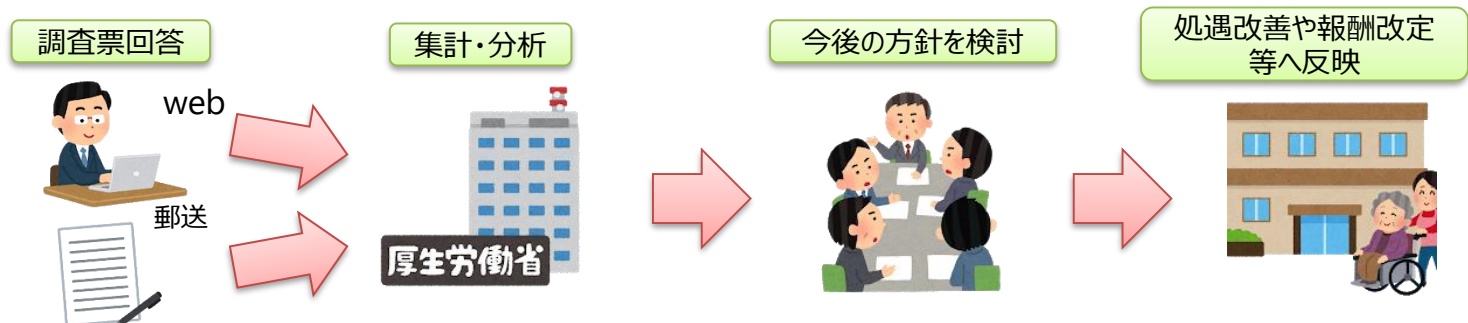


【提出期限】：インターネットによる回答は**令和5年1月31日(火)**

紙での回答は**令和5年1月24日(火)**

※郵送はインターネットによる回答と比べ、締切が1週間早いのでご注意ください。

ご回答いただいた調査内容は、今後の処遇改善や介護報酬改定等の検討に活用



※ 統計法第41条により、ご回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査といった、統計以外の目的に使用することはありません。